

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第三十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一美術館の項を削り、同表橿原文化会館の項の次に次のように加える。

美術館			
館長	館長代理	副館長	課長
三種	四種	七種	

別表第一野外活動センターの項中「七種」を「六種」に改め、同表なら食と農の魅力創造国際大学の項を次のように改める。

なら食と農の魅力創造国際大学校			
副校長	主幹	課長	学科長
四種	六種	七種	

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。